

「鏡野町こうのとり支援事業」が始まります

鏡野町では平成28年4月から「鏡野町こうのとり支援事業」を開始します。

「鏡野町こうのとり支援事業」とは、鏡野町不妊治療支援事業に替わり新たに施行される事業で、これまで助成対象であった特定不妊治療に加えて男性不妊治療と不育症の治療を助成対象として追加したものです。



事業の概要

- ・ 特定不妊治療
- ・ 特定不妊治療の実施に必要な男性不妊治療
- ・ 不育症の治療

これらの治療に係る費用を助成します。

※但し、岡山県の助成事業を利用される方は、岡山県からの助成額を除いた額を助成します。

助成回数及び助成額

●特定不妊治療及び特定不妊治療の実施に必要な男性不妊治療

通算5年間、年度中2回まで利用できます。治療1回あたり15万円^(※)までを上限として助成します。

※助成額の上限について、一部の治療は7万5千円が上限となります。

※鏡野町不妊治療支援事業を利用されていた方の利用年数は、鏡野町こうのとり支援事業に引き継がれます。

●不育症の治療

通算5年間、年度中1回まで利用できます。治療1回あたり30万円までを上限として助成します。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係 電話(0868)54-2986
FAX(0868)54-2891

マイナンバー総合フリーダイヤル時間変更のお知らせ

0120-95-0178 (無料)

- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せにお答えします。
- 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

4月から
受付時間がこのように
変わっています

時 間	
平 日	9:30~22:00
土日祝日	9:30~17:30
年末年始 12月29日~1月3日を除く	

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 福祉係
電 話(0868)5412986
FAX(0868)5412891

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請期限は平成28年7月8日(金)です。
期限を過ぎるとお受けできないので、まだ申請をされていない方はお急ぎください。
また、高齢者向け給付金をかたる詐欺には注意してください。

高齢者向け給付金の
(年金生活者等支援臨時福祉給付金)
申請はお済みですか